

令和8年2月2日

令和8年登米市議会定例会  
2月定期議会 議案

登米市議会  
議員 番



## 議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて	5
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて	6
同意第1号	固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めるについて	7
同意第2号	固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めるについて	8
同意第3号	固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めるについて	9
報告第3号	令和7年度登米市一般会計補正予算（専決第4号）に係る専決処分の報告について	10
報告第4号	登米市監査委員条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	12
報告第5号	登米市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	14
報告第6号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について	16
議案第5号	令和7年度登米市一般会計補正予算（第10号）	別冊
議案第6号	令和7年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第7号	令和7年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第8号	令和7年度登米市介護保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第9号	令和7年度登米市土地取得特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第10号	令和7年度登米市水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案第11号	令和7年度登米市下水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案第12号	令和7年度登米市病院事業会計補正予算（第5号）	別冊
議案第13号	令和7年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第14号	令和8年度登米市一般会計予算	別冊

議案第15号	令和8年度登米市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第16号	令和8年度登米市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第17号	令和8年度登米市介護保険特別会計予算	別冊
議案第18号	令和8年度登米市土地取得特別会計予算	別冊
議案第19号	令和8年度登米市宅地造成事業特別会計予算	別冊
議案第20号	令和8年度登米市水道事業会計予算	別冊
議案第21号	令和8年度登米市下水道事業会計予算	別冊
議案第22号	令和8年度登米市病院事業会計予算	別冊
議案第23号	令和8年度登米市老人保健施設事業会計予算	別冊
議案第24号	登米市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	17
議案第25号	登米市行政手続条例の一部を改正する条例について	28
議案第26号	登米市職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例等の一部を改正する条例について	30
議案第27号	登米市手数料条例の一部を改正する条例について	36
議案第28号	登米市火災予防条例の一部を改正する条例について	38
議案第29号	登米市過疎地域持続的発展計画の策定について	40
議案第30号	第5次登米市行財政改革大綱の策定について	41
議案第31号	第三次登米市環境基本計画の策定について	42
議案第32号	市道路線の認定及び廃止について	43
議案第33号	令和7年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について	46

## 諮詢第1号

### 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和8年2月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏名	千葉 幸毅
住所	登米市東和町

## 諮詢第2号

### 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和8年2月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏名	主藤 安子
住所	登米市東和町

## 同意第1号

### 固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求める について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年2月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏名	開発 育子
住所	登米市迫町

## 同意第2号

### 固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求める について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年2月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏名	佐藤 潤
住所	登米市迫町

## 同意第3号

### 固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求める について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年2月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏名	富士原 孝好
住所	登米市南方町

## **報告第3号**

### 令和7年度登米市一般会計補正予算（専決第4号）に係る 専決処分の報告について

令和8年1月23日、令和7年度登米市一般会計補正予算（専決第4号）について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和8年2月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

## 専 決 処 分 書

令和 7 年度登米市一般会計補正予算（専決第 4 号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 1 月 23 日

登米市長 熊 谷 康 信

（別冊）

## **報告第4号**

### **登米市監査委員条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について**

令和8年1月5日、登米市監査委員条例（平成17年登米市条例第35号）等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和8年2月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市監査委員条例（平成17年登米市条例第35号）等の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和8年1月5日

登米市長 熊 谷 康 信

登米市監査委員条例等の一部を改正する条例

（登米市監査委員条例の一部改正）

第1条 登米市監査委員条例（平成17年登米市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第11条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

（登米市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 登米市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年登米市条例第216号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

（登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例（平成17年登米市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

（登米市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第4条 登米市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和4年登米市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

## **報告第5号**

### 登米市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 に係る専決処分の報告について

令和7年12月22日、登米市後期高齢者医療に関する条例（平成20年登米市条例第5号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和8年2月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市後期高齢者医療に関する条例（平成20年登米市条例第5号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和7年12月22日

登米市長 熊 谷 康 信

### 登米市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

登米市後期高齢者医療に関する条例（平成20年登米市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の機関の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの」の閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の登米市後期高齢者医療に関する条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

## 報告第6号

### 損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
著作権侵害	令和8年1月21日	令和4年度市中学校新人大会組合せ一覧にインターネットから検索した著作物であるイラストを著作権者の使用許諾を受けて使用していたことにより、相手方に損害を生じさせたもの	154,000円 その余の請求を放棄

## 議案第 24 号

### 登米市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める 条例の制定について

登米市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

#### 登米市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

#### 目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

　第 1 節 利用定員に関する基準（第 3 条）

　第 2 節 運営に関する基準（第 4 条—第 32 条）

第 3 章 雜則（第 33 条・第 34 条）

#### 附則

　第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第 30 条の 20 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第 2 条 特定乳児等通園支援事業者（法第 54 条の 3 に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給

対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

#### （面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、

当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならぬ。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるもの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
  - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
  - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならぬ

い。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) 第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第6条の3 第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者的心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかなければならぬ。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項  
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならぬ。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。  
(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前

子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認

定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雜則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、

乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。) を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの  
(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出

した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第 25 号

### 登米市行政手続条例の一部を改正する条例について

登米市行政手続条例（平成17年登米市条例第9号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和8年2月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

#### 登米市行政手続条例の一部を改正する条例

登米市行政手続条例（平成17年登米市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

第2条第5号、第4条、第13条第1項及び第2項第5号並びに第14条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」

に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。ただし、第1条第1項、第2条第5号、第4条、第13条第1項及び第2項第5号、第14条第1項及び第2項並びに第15条第1項の改正規定、同条第3項の改正規定（「名あて人」を「名宛人」に改める部分に限る。）、第22条第3項の改正規定（「名あて人」を「名宛人」に改める部分に限る。）並びに第28条の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の登米市行政手続条例（以下「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

## 議案第 26 号

### 登米市職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例等の一部 を改正する条例について

登米市職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例（平成17年登米市条例第41号）、登米市職員の給与に関する条例（平成17年登米市条例第58号）、登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年登米市条例第218号）、登米市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成19年登米市条例第4号）、登米市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年登米市条例第10号）及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年登米市条例第23号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和8年2月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

#### 登米市職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例等の一部を改正する条例

（登米市職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例の一部改正）

第1条 登米市職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例（平成17年登米市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第261号。」の次に「以下「法」という。」を加える。

第3条前段中「規定する」の次に「第2種初任給調整手当、」を加え、「及び夜間勤務手当」を「、夜間勤務手当及び宿日直手当」に改める。

（登米市職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 登米市職員の給与に関する条例（平成17年登米市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「管理職手当」の次に「、第2種初任給調整手当」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

（第2種初任給調整手当）

第9条の2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあ

っては、規則で定める額) 並びにこれに第11条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額 (その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額 (その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額) (次項において「特定額」という。) が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額 (次項において「基準額」という。) を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

- 2 第2種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条の3第1項第2号中「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に改める。

第11条の4第2項第1号及び第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び」を「、」に、「)の」を「)及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

第23条の2第1項中「給料」の次に「、第2種初任給調整手当」を加える。

(登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年登米市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第24条第3項において同じ。）」を加える。

第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法（昭和34年法律第137号）による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定による第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

第9条に次の1号を加える。

（4）第2号又は前号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が管理者が定める要件を満たすものに限る。）を利用し、その料金を負担することを常例とする職員

（登米市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

第4条 登米市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成19年登米市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第7条中「給料」の次に「、第2種初任給調整手当」を加える。

（登米市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 登米市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年登米市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「給料」の次に「、第2種初任給調整手当」を加え、同条第3項中「には」を「は」に改め、「同じ。」の次に「のほか、第2種初任給調整手当」を加える。

第3条第2項第1号中「定める勤務時間」の次に「（以下「1週間当たりの勤務時間」という。）」を加え、同項第2号中「次項」を「次号」に改め、同項第3号中「地域手当の月額」の次に「その他規則で定める手当の月額」を加え、同条第3項中「第1項及び前項」を「前2項」に改める。

第5条第1項中「対する」の次に「第2種初任給調整手当、」を加え、同条に次の1項を加える。

3 パートタイム会計年度任用職員に対する第2種初任給調整手当に相当する額は、

基準月額及びこれに対する地域手当に相当する額の合計額に12を乗じて得た額について、月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあってはその額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（以下この項において「第1号特定額」という。）、日額又は時間で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあってはその額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）（以下この項において「第2号特定額」という。）が、給与条例第9条の2第1項に規定する基準額（以下この項において「基準額」という。）を下回る場合には、規則で定める期間中、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と第1号特定額の差額を月額に換算した額
- (2) 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と第2号特定額の差額を日額に換算した額
- (3) 時間で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準額と第2号特定額の差額を基準として規則で定める額

第9条後段を次のように改める。

この場合において、同条第1項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他規則で定める手当の月額の合計額」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員にあっては給料の月額並びにこれに対する地域手当及び第2種初任給調整手当の月額の合計額、パートタイム会計年度任用職員にあっては基準月額並びにこれに対する地域手当及び第2種初任給調整手当に相当する額の合計額」と、同条第2項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員にあっては給料の月額並びにこれに対する地域手当及び第2種初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額、月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては基準月額並びにこれに対する地域手当及び第2種初任給調整手当に相当する額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額、日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては基本報酬の額並びにこれに対する地域手当及び第2種初任給調整手当に相当する額の合計額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当

たりの勤務時間で除して得た額、時間で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては基本報酬の額並びにこれに対する地域手当及び第2種初任給調整手当に相当する額の合計額」と読み替えるものとする。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第6条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年登米市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「第3条の規定による改正後の」及び「（以下この条において「改正後の条例」という。）」を削り、「改正後の条例の」を「同条例の」に改める。

附則第3条中「第7条の規定による改正後の」及び「（以下この条及び次条において「改正後の条例」という。）」を削る。

附則第4条第1項中「が改正後の条例」を「が登米市職員の給与に関する条例」に、「改正後の条例第4条第1項」を「同条例第4条第1項」に、「、改正後の条例」を「、同条例」に改め、同条第2項中「改正後の条例第4条第1項」を「登米市職員の給与に関する条例第4条第1項」に、「、改正後の条例」を「、同条例」に改め、「（平成17年登米市条例第45号）」を削り、同条第3項中「改正後の条例」を「登米市職員の給与に関する条例」に改め、同条第4項中「改正後の条例」を「登米市職員の給与に関する条例第9条の2第1項、」に改める。

附則第5条中「第8条の規定による改正後の」及び「（以下「改正後の条例」という。）」を削る。

附則第6条中「改正後の条例」を「登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(減給の処分に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の登米市職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例第3条の規定は、この条例の施行の日前に行われた減給の処分については、適用しない。

(第2種初任給調整手当に関する経過措置)

3 第2条の規定の施行の日から令和9年3月31日までの間における同条の規定による改正後の登米市職員の給与に関する条例第9条の2第1項の規定の適用については、同項中「第11条の2の規定による地域手当の支給割合」とあるのは、「登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年登米市条例第4号）附則第4項に規定する割合」とする。

(規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 議案第 27 号

### 登米市手数料条例の一部を改正する条例について

登米市手数料条例（平成17年登米市条例第71号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

#### 登米市手数料条例の一部を改正する条例

登米市手数料条例（平成17年登米市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（郵便等による送付）」に改め、同条中「郵便で請求するとき」を「郵便その他市長が適当と認める方法により写し、証明書その他の書類の送付を請求する者」に、「郵便料に相当する額を納め」を「当該送付に要する費用を負担し」に改める。

第6条の見出し中「減免」を「免除」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第3号及び第4号の規定は、登米市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和6年登米市条例第26号）第3条第1項の規定により申請されるものについては、適用しない。

別表租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第7号イ若しくは第28条の5第2項第3号イ又は第63条第3項第7号イ若しくは第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものあることについての認定の申請に対する審査の項、租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第11号ニ若しくは第62条の3第4項第11号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査の項及び租税特別措置法第28条の5第2項第3号ロ又は第63条の2第3項第3号ロに規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査の項を削り、同表中「火災予防条例」を「登米市火災予防条例」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布

の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の登米市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

## 議案第 28 号

### 登米市火災予防条例の一部を改正する条例について

登米市火災予防条例（平成17年登米市条例第215号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

#### 登米市火災予防条例の一部を改正する条例

登米市火災予防条例（平成17年登米市条例第215号）の一部を次のように改正する。第 7 条の 2 の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。））をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 2 号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 7 条の 3 とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

#### （簡易サウナ設備）

第 7 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならぬ。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
  - (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準について

ては、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

**議案第 29 号**

登米市過疎地域持続的発展計画の策定について

登米市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

## 議案第 30 号

### 第 5 次登米市行財政改革大綱の策定について

第 5 次登米市行財政改革大綱を別冊のとおり策定することについて、登米市議会基本条例(平成23年登米市条例第35号)第12条第 2 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

**議案第 31 号**

**第三次登米市環境基本計画の策定について**

第三次登米市環境基本計画を別冊のとおり策定することについて、登米市議会基本条例（平成23年登米市条例第35号）第12条第3号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

## 議案第 32 号

### 市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定及び廃止することについて、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

#### ○認定路線

路線番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
20207	中通り線	登米町大字日根牛小池前5番3地先 登米町大字日根牛浦小路5番2地先	
20229	浦小路線	登米町大字日根牛浦小路2番8地先（右） 登米町大字日根牛浦小路16番5地先	
20239	小池前6号線	登米町大字日根牛小池前10番3地先 登米町大字日根牛宿26番4地先	
20265	浦小路・入谷線	登米町大字日根牛浦小路18番1地先 登米町大字日根牛小池1番1地先	
20693	阿羅田・新中田1号線	登米町大字日根牛阿羅田32番2地先（右） 登米町大字日根牛阿羅田41番1地先	

路線番号	路 線 名	起 終 点 点	重要な 経過地
20696	入谷・阿羅田線	登米町大字日根牛入谷1番3地先 登米町大字日根牛浦小路15番2地先	
42005	中田中央線	中田町上沼字新中田谷地6番1地先(右) 中田町上沼字大柳6番1地先	
45157	川原毛18号線	中田町石森字川原毛19番1地先 中田町石森字川原毛19番10地先	
83604	峰4号線	南方町王塚491番地先 南方町峯22番2地先	

○廃止路線

路線番号	路線名	起終点	重要な経過地
20207	中通り線	登米町大字日根牛字浦小路1番2地先 登米町大字日根牛字浦小路17番地先	
20229	浦小路線	登米町大字日根牛字浦小路1番4地先（右） 登米町大字日根牛字浦小路18番1地先	
20239	小池前6号線	登米町大字日根牛字宿25番1地先 登米町大字日根牛字宿26番5地先（左）	
20265	浦小路・入谷線	登米町大字日根牛字浦小路15番2地先 登米町大字日根牛字阿羅田162番1地先	
20269	日根牛新中田8号線	登米町大字日根牛字阿羅田道地先 登米町大字日根牛字新中田43番2地先	
20693	阿羅田・新中田1号線	登米町大字日根牛字阿羅田23番2地先（右） 登米町大字日根牛字阿羅田41番1地先	
20696	入谷・阿羅田線	登米町大字日根牛字入谷1番3地先 登米町大字日根牛字阿羅田162番1地先	
42005	中田中央線	中田町上沼字大柳6番3地先 中田町上沼字新揚地9番地先	

## 議案第 33 号

### 令和 7 年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について

令和 7 年度登米市病院事業会計のうち、他会計負担金をもって貸し付けた奨学金に係る償還免除引当金の計上により発生する損失について、他会計負担金を源泉とする資本剰余金 6,000,000 円をもって補填するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

#### 1 引当金計上する貸付金

(単位 : 円)

名称	貸付年度	貸付金額	資本剰余金	帳簿残高
看護師奨学金貸付金	令和 7 年度	6,000,000	6,000,000	6,000,000

#### 2 資本剰余金を処分する日付

令和 8 年 3 月 31 日

